

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年10月14日（火） 10：01～10：07

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴 木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 豊 国務大臣（外務大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 曜 国務大臣（厚生労働大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（農林水産大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中 野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 1件
- 政令 4件
- 人事 1件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、橋副長官から御説明申し上げます。

○橋内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「イスラエル」及び「リヒテンシュタイン国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「国際テロリスト等財産凍結法施行令の一部改正令」は、イランによる核兵器の開発等に関する適用されることとなった国連安保理決議を、大量破壊兵器関連計画等関係者の財産凍結等の措置を取るべき国連安保理決議として追加する等の改正を行うものであります。

次に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正法の一部の施行に伴う経過措置令」は、同改正法の一部の施行に伴い、指定濫用防止医薬品の指定に関する準備行為等の所要の経過措置を設けるものであります。

次に、「国民年金法施行令等の一部改正令」は、所得税等における所得控除の見直しに伴い、障害基礎年金の支給停止の要件となる所得額の計算方法等について、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「港湾法施行令の一部改正令」は、伊勢湾に係る緊急確保航路の区域変更等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。北田哲外108名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔令和7年
10月14日〕 (火)

◎一般案件

資料なし ☆スイス国及びリヒテンシュタイン国駐箚特命全権大使飯島俊郎に交付すべき信任状及び前任特命全権大使藤山美典の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（外務省）

◎政令

- 資料あり ○国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（警察庁）
- 〃 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（決定）（厚生労働・農林水産省）
- 〃 ○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省・こども家庭庁・財務省）
- 〃 ○港湾法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）

◎人事

資料あり ☆元神戸市公立学校長北田 哲外108名の叙位又は叙勲等について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]